

令和4年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け

『進出先国税制及び税務ガバナンスに係る情報提供セミナー』

第13回 シンガポール

2023年 1月

シンガポールの税制概要・進出時の留意点

【目次】

税制概要	3
事業課税	4
納税要件・課税範囲	8
源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税	9
法人課税にかかる各種優遇税制措置	10
企業進出形態の比較	13
PE課税	14
税務調査および異議申立て・税務訴訟	15
ホットトピック	16

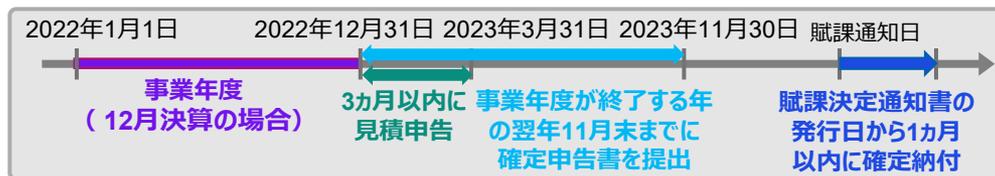
税制概要



- ・シンガポール共和国の政治体制は、立憲共和制で、大統領を国家元首としており、議会は一院制である
- ・言語：国語はマレー語。公用語として英語、中国語、マレー語、タミール語
- ・通貨：シンガポールドル（SGD）
- ・居住法人：シンガポール国内で事業の経営および管理が行われている法人
- ・居住法人の課税所得の範囲：シンガポール国内源泉所得および国外所得のうちシンガポールで受け取られる一定の所得
- ・日本との租税条約：あり
- ・日本との社保協定：なし
- ・中央政府税務当局の名称：シンガポール国内歳入庁（Inland Revenue Authority of Singapore ; IRAS）

法人所得税

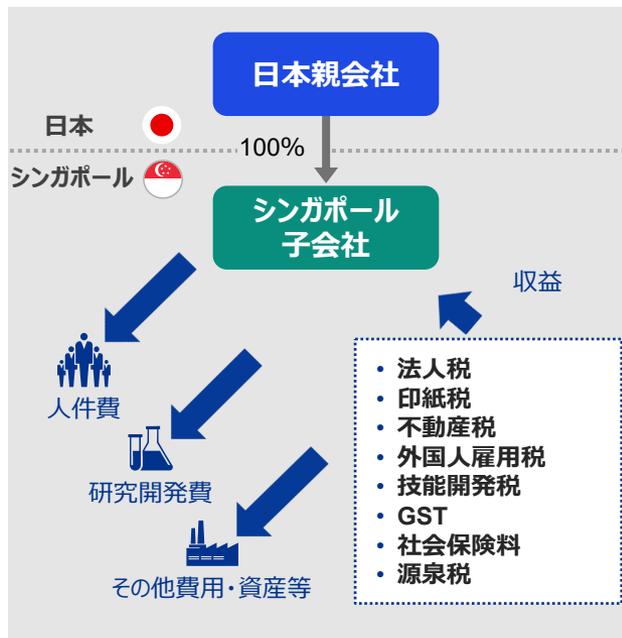
税率	17%（SGD10,000まではその75%が免税、SGD10,000超SGD200,000までのSGD190,000はその50%が免税）
課税年度	暦年（会計年度終了日が12月31日以外の場合は、通常暦年に代えて、その会計年度を基準年度とすることができる）
申告納付期限	決算日後3か月以内に見積課税所得（ECI）を申告。 決算日の属する年の翌年11月末までに確定申告書を提出（なお、2020賦課年度よりすべての会社に電子申告が義務付けられている）。 申告書提出後、賦課決定通知書の発行日から1か月以内に確定納付（賦課課税方式）。 ※ 一定の要件を満たす小規模企業はECIの申告が不要、ならびに簡略化された確定申告書の提出が認められている。



事業を展開する際に生じるその他の主な税、社会保険料

印紙税	不動産売買、不動産賃貸、株式譲渡および不動産・株式の担保権設定など特定の契約文書に対して課される（例：株式譲渡は0.2%）。
不動産保有税	所有している不動産の年評価額に対して、10%が課される（日本の固定資産税に相当）。 標準税率は7%。なお、2023年以降段階的な税率の引き上げが予定されている（2023年度：8%、2024年以降：9%）。
財・サービス税（GST）	基本的にシンガポール居住者によるすべての商品およびサービスおよびシンガポール国内への輸入商品、国際デジタルサービスが課税対象となるが、商品の輸出や一定の国際サービス等については免税となる。
社会保険料等	雇用主は被雇用者にかかる給与額を基準として、一定割合の社会保険および各種税金を支払わなければならない。

事業課税（事業期間中）（1/2）



シンガポール法人所得税

税率	17%（SGD10,000まではその75%が免税、SGD10,000超SGD200,000までのSGD190,000はその50%が免税）
課税所得計算	会計上の利益に法人税法上の調整項目を加算・減算調整を行って課税所得を算定する。
欠損金	繰越期限 欠損金発生事業年度最終日と欠損金使用事業年度初日の株主構成が実質的に同一である（50%以上の株主の変更がない）等の要件を満たす場合、無期限
	繰戻し 一定の要件の下、1年だけ前課税年度に繰戻しできる。（上限SGD100,000）
キャピタルゲイン・ロス	キャピタルゲインは事業所得とみなされるものを除き、非課税とされているため、キャピタルロスも損金不算入となる。 ※（2012年6月1日から2027年12月31日までの間に行う普通株式の売却について）売却直前に最低24か月以上にわたって20%以上の株式を保有していた場合、その売却益はキャピタルゲインに該当し、非課税となる。なお、当該株式の発行法人の設立国ないし上場／非上場は問わない。この基準に該当しない場合には、取引頻度、保有期間、売却の背景等により個々の状況を勘案して判定を行うこととなる。
中間納付	見積課税所得（ECI）の電子申告（決算日後3か月以内）に基づいて、当年度の税額の分割納付を選択できる。ECIの提出のタイミングにより分割納付の回数が決まる（決算日後1か月以内に提出した場合は10回、2か月以内の場合は8回、3か月以内の場合は6回となる）。
法人所得税債務の時効	4年（隠蔽仮装行為があった場合には、無期限）
連結納税制度	以下の3要件を満たす場合に限り、連結納税（Group relief）制度が適用できる。ただし、通算できるのは同一事業年度で生じた欠損金と所得のみであり、通算しきれなかった欠損金は、その欠損金が生じた法人の将来の所得とのみ通算可能。 <ul style="list-style-type: none"> シンガポールで設立された法人であること 直接または間接に75%以上の株式を保有していること 決算期が同じであること
税制改正	毎年2月に改正案が提出されるが、法律の成立や施行開始はそれぞれである。

事業課税（事業期間中）（2/2）



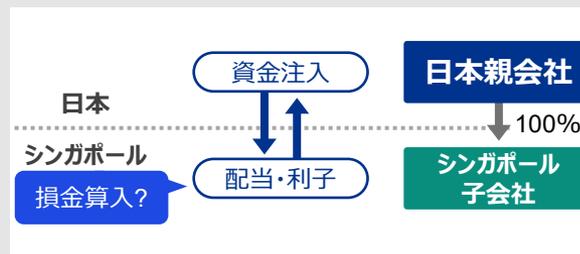
課税所得の計算方法		法人所得税の計算上注意を要する項目	
会計上の税引前当期利益	(+) 益金算入項目 (+) 損金不算入項目 会計上の減価償却費、寄附金など (-) 益金不算入項目 キャピタルゲイン、配当金など (-) 損金算入項目 税務上の減価償却費等	一般原則	<ul style="list-style-type: none"> 会社の事業目的を達成するためのみに生じた費用は損金算入可能である。損金算入可能な費用は収益性の支出である必要があり、資本性の支出はCapital Allowance制度の下、一定の要件を満たす場合にのみ損金算入可能となる
当期課税所得	(-) 税務上の繰越欠損金	交際費 役員報酬	<ul style="list-style-type: none"> 交際費：損金算入を制限する明確な規定はない。所得の稼得に関係があり、かつ、事業に直接関連する場合は、最終的には税務当局の判断に依る 役員報酬：原則損金算入は可能。一定の役員（役員との親族関係等一定の関係ある従業員含む）に対する報酬は、合理的な金額である限りにおいて、損金算入可能である
課税所得	(x) 法人所得税率	寄附金	<ul style="list-style-type: none"> 原則、損金算入できない 2023年12月までになされた適格寄附金（政府または指定の公益団体等に対する寄附金等）については、寄附額の250%が損金算入できる
法人税額	(-) 外国税額控除	固定資産の 償却費	<ul style="list-style-type: none"> 減価償却費は資本取引損益に該当するため、会計上の減価償却費は損金算入できない 機械装置等の一定の固定資産についてのみ、税務上の減価償却費の損金算入が認められる
差引法人税額		為替差損益	<ul style="list-style-type: none"> 損益項目にかかる為替差損益は、損金または益金に算入される。資本項目にかかるものは、損金不算入、益金不算入となる
		引当金	<ul style="list-style-type: none"> 原則、損金算入できない 個別引当金で回収が実質的に困難であると証明ができる場合のみ損金算入が認められる
		受取配当	<ul style="list-style-type: none"> 国内配当金は免税、国外配当金は一定の要件（7ページ参照）を満たせば免税となる
		損金不算入 の費用	<ul style="list-style-type: none"> キャピタルロス 寄附金 会計上の減価償却費 為替差損・借入金利子の一部 事業開始前の費用 法人所得税



事業課税 (資金注入、資金還流時)

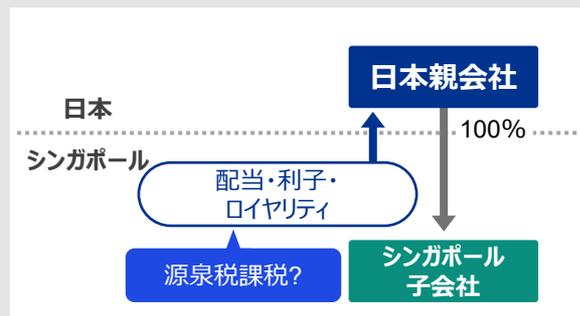
資金注入した場合の留意点

- ・ 過少資本税制はない
- ・ 所得の獲得に関係のない借入金の利息は損金算入されない



利益の送金および関連者取引

- ・ 利子（関係会社間貸付）およびロイヤリティの外国法人への支払いは通常、源泉税の対象となる（ただし、登記されているシンガポール支店に対するものについては、源泉徴収不要）
 - ・ 配当：0%
 - ・ 利子：15%
 - ・ ロイヤリティ：10%
- ・ 日本への支払等については日星租税条約により下記のとおりとなる（特典制限条項（LOB）はない）
 - ・ 配当：0%（日星租税条約の制限税率は15/5%）
 - ・ 利子：10%（日星租税条約の制限税率）
 - ・ ロイヤリティ：10%（日星租税条約の制限税率）
- ・ 非居住者への支店の利益送金は源泉税の対象とならない





事業課税 (撤退時)

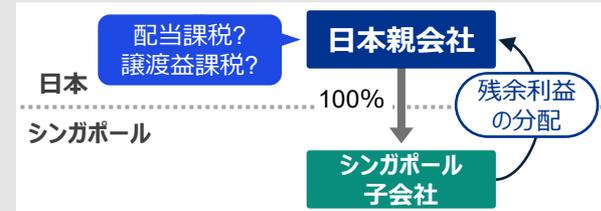
撤退時の キャピタルゲイン (譲渡益) 課税

- 株式の譲渡益は損益取引とみなされない限り、キャピタルゲインに該当し、資本取引として非課税とされる
- 資本取引該当性は、個々の取引の事実と状況を考慮し検討・判断される。考慮される要素としては次のようなものが挙げられる
 - 株式取得時・出資時の売主の動機
 - 株式保有期間
 - 類似取引の頻度、継続性
 - 処分の理由
 - 株式取得・出資時の資金調達手段



清算時の 残余利益 に対する課税

- 清算法人の株主において、資本金および利益剰余金部分の分配は、一般的にCapital in nature (資本取引) とみなされるので非課税となる



納税要件・課税範囲



		居住法人	非居住法人（外国法人）
課税所得の範囲		シンガポール国内源泉所得 (1) シンガポール源泉所得 (2) 国外源泉所得のうちシンガポールで受領された所得に対して法人所得税が課される。	
投資先	居住法人	配当等	シンガポール法人から受ける配当は、法人所得税は免税。 シンガポール法人が配当を支払う場合、源泉税は課されない。 非居住者への支店の利益送金は源泉税の対象とならない。
		株式等の譲渡	シンガポール法人が他のシンガポール法人の株式の処分から得た利益は国内源泉所得とみなされる。当該利益は、「損益取引（Revenue in nature）」とみなされない限り、「資本取引（Capital in nature）」として非課税となり、処分による損失で資本取引から生じたものは損金不算入になる。 外国法人による外国法人の株式の処分による利益は、売却先がシンガポール法人である場合は、国内源泉所得とみなされる場合がある。国内源泉所得とみなされた場合も、「損益取引（Revenue in nature）」とみなされない限り「資本取引（Capital in nature）」として非課税（損失は損金不算入）。
	非居住法人	配当等	一定の要件 ^(*) を満たす場合、免税。
		株式等の譲渡	シンガポール法人による外国法人の株式の処分による利益は、国内源泉とみなされる可能性がある。国内源泉所得とみなされた場合も、「損益取引（Revenue in nature）」とみなされない限り「資本取引（Capital in nature）」として非課税（損失は損金不算入）。
国外支店の所得の取扱い		一定の要件 ^(*) を満たす場合、免税。	
CFC税制		CFC税制を導入していない。	

(*) 一定の要件

- 国外源泉所得について、当該源泉地国で課税されていること
- 当該外国の最高税率が15%以上であること
- 当該免税措置がシンガポール居住者にとって便益があること



源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税

国内向け払い にかかる源泉税	配当：対象外 利子：対象外	
従業員の雇用に かかる税務等	<p>社会保険 雇用主は中央積立基金（CPF）という社会保障制度により、賃金（給与月額上限SGD6,000／人、かつ、給与およびその他の報酬（賞与など）の合計の上限が年間SGD102,000／人）の17%（55歳まで）、14%（60歳まで）、10%（65歳まで）、8%（70歳まで）および7.5%（70歳超）の料率で計算し拠出しなければならない。</p> <p>税金 雇用主は以下の税金を支払わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 技能開発税：すべての従業員に対してその月額報酬の0.25%（月額給与上限SGD4,500）とSGD2といずれか高い金額を賦課金として納付する 外国人雇用税：労働許可書を保有する外国人労働者1人につき、毎月賦課金が課される（納付税額は業種や労働者の熟練度によって異なる） 	
財・サービス税 （GST）	<p>課税取引 課税事業者によってシンガポール国内での消費のために供給された物品・サービスおよび輸入された物品・サービスに対して課される。</p> <p>税率 標準税率は7%である（標準税率は、2023年に8%、2024年に9%へと段階的に引き上げることが予定されている）。</p> <p>課税事業者 年間課税売上高が暦年でSGD100万以上の企業はGST登録を行い、商品の販売またはサービス提供する際にGSTを課す義務がある（納税義務がない企業も任意でGST登録を行うことができる）。シンガポール国外のサービス提供者で年間売上高がSGD100万超で、かつシンガポール国内でのデジタルサービスの提供に係る売上高がSGD10万を超える事業者は、GST登録を行い、GSTを申告・納付する義務が生じる （2023年1月1日より、当該国外からのサービス提供に、デジタルサービス以外の役務提供も加わることとなる）。</p>	<p>課税期間 原則、毎四半期ごと（1ヵ月ごとに変更可能）。</p> <p>インボイスの有無 GSTのインボイスの発行が必要。</p> <p>申告期限および納付期限 各四半期の計算期間終了日から1ヵ月以内。</p>
印紙税	事業用不動産の譲渡は譲渡人において譲渡価額もしくは時価の5～15%、非居住用不動産の取得には譲受人において1～3%の税率で課税される。株式譲渡は取得価額または時価のいずれか高い額の0.2%が課される。	
デジタル課税	上記、財・サービス税（GST）の欄を参照。	



法人課税にかかる各種優遇税制措置 (1/3)

項目	対象企業	優遇措置内容
国際統括本部 (International Headquarters Award (IHQ)) (Parts II and III, and III B of the Economic Expansion Incentives (Relief from Income Tax) Act.)	アジア太平洋地域の統括拠点をシンガポールに置く企業で政府の認定を受けた企業	<ul style="list-style-type: none"> 統括業務から生じる利益に対して5%または10%の軽減税率が適用される（最大更新期間：開発・拡大奨励金は最長40年、パイオニア奨励金は15年） この優遇措置は通常パイオニア・インセンティブやDEI（次ページ参照）に基づいて審査・認定される
金融財務センターに対するインセンティブ (Finance and Treasury Centre Incentive (FTC)) (Section 43G of the SITA)	シンガポールに拠点をもち、域内の関連会社に財務・資金調達のサービスを提供する会社	<ul style="list-style-type: none"> 金融財務利益に対して8%の軽減税率が適用される FTC活動のための海外金融機関等からの借入に対する利息に関する源泉税が免除される
グローバル・トレーダー・プログラム (*1) (Global Trader Program (GTP)) (Section 43P of the SITA)	特定商品の国際貿易に携わる会社で、シンガポールをオフショア貿易活動の拠点とし、経営管理、物流管理等の機能を有する会社	<ul style="list-style-type: none"> 特定商品のオフショア貿易からの利益に対し、5%または10%の軽減税率が適用される
パイオニア・インセンティブ (Pioneer Certificate Incentive) (Parts II and III of the Economic Expansion Incentives (Relief from Income Tax) Act.)	パイオニア・ステータスの認定を受けた企業	<ul style="list-style-type: none"> 法人所得税が免除（特定製品の製造奨励および特定サービスの発展を目的とした制度であり、パイオニア・ステータスは、原則として政府の裁量により付与されるため、定められた基準はない。ただし、シンガポールで一般的な水準よりも大幅に進んだ技術・スキル・ノウハウ等の導入、また、実質的な貢献ができる経済的規模での先駆的活動の実施等が条件となる）

注：ここで紹介する優遇税制の適用には、下記を除いてすべてシンガポール経済開発庁（EDB）による認定が必要となる。

(*1)：エンタープライズシンガポール（ESG）への申請・認可が必要となる。

法人課税にかかる各種優遇税制措置 (2/3)



項目	対象企業	優遇措置内容
開発・拡張 インセンティブ (Development & Expansion Incentive (DEI)) (Parts II, III and IIIB of the Economic Expansion Incentives (Relief from Income Tax) Act)	一定の基準を満たす新規プロジェクトまたはシンガポールにおける事業の拡張等を行う企業	<ul style="list-style-type: none"> 適格活動に対して5%または10%の軽減税率が適用される
土地集約化に関する 税務上の減価償却 (Land Intensification Allowance (LIA)) (Section 18C of the SITA and the Income Tax (Land Intensification Allowance) Regulations 2012)	都市再開発庁 (URA) が定める区域に一定の産業用建物を取得等する企業	<ul style="list-style-type: none"> 適格建物および構築物の建設、改築または拡張について直接生じた費用について、25%の初期償却と5%の年間償却が認められる
投資控除 および総合投資控除 (Investment Allowance (IA) and Integrated Investment Allowance) (Parts X and XIID of the Economic Expansion Incentives (Relief from Income Tax) Act)	製造業者、航空機のMRO (メンテナンス、リペア、オーバーホール) を請け負う事業者、認定建設事業を実施する企業、研究開発プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 合意した期間内 (5年未満) における工場建物 (土地を除く) 、認定プロジェクト用の新規生産設備、ノウハウや特許権の取得に関する認定資本支出について、通常の資本控除100%に加え、適格設備投資のうち一定の割合 (最大100%) を追加控除できる 総合投資控除では、海外に設置する生産設備のために発生した適格資本支出に対する優遇措置

注：ここで紹介する優遇税制の適用には、すべてシンガポール経済開発庁 (EDB) による認定が必要となる。



法人課税にかかる各種優遇税制措置 (3/3)

項目	対象企業	優遇措置内容
認定国際海運会社 (*1) (MSI-Approved International Shipping Enterprise Award (AIS)) (Sections 13A and 13E of the SITA)	世界の主要港に国際的なネットワークを有する国際海運会社で、シンガポールでのオペレーションを拡充する事業計画を有する会社	<ul style="list-style-type: none"> 10年間にわたり特定の海運収益に対する法人税と、シンガポールの非居住法人に支払う備船料にかかる源泉税が免除される 認定企業の兄弟会社・シンガポール子会社も対象となる
海運関連支援 (*1) サービス・アワード (MSI-Shipping-related Support Services Award (SSS)) (Section 43U of the SITA)	シンガポールにて海運関連支援サービスのオペレーションを拡充する事業計画を有する会社	<ul style="list-style-type: none"> 5年間にわたり海運関連支援サービスからの利益に対し、10%の軽減税率が適用される
知的財産開発インセンティブ (IP Development Incentive (IDI)) (Section 43X of the SITA)	適格知的財産による所得を有する会社	<ul style="list-style-type: none"> 適格知的財産（ソフトウェアを保護する特許権や著作権）の商業利用による対価として受け取るロイヤリティやその他の所得に対して、5%もしくは10%の軽減税率が適用される 当該制度への適用は2023年12月31日迄である

注：知的財産開発インセンティブの適用には、シンガポール経済開発庁（EDB）による認定が必要となる。

(*1) この優遇税制の適用には、シンガポール海事港湾庁（MPA）への申請が必要となる。

企業進出形態の比較



	メリット	デメリット
子会社 (現地法人)	<ul style="list-style-type: none"> 現地法人は、法的には日本の親会社から独立した主体になるため、シンガポールでの事業活動に関して訴訟が提起された場合、訴訟当事者となるのは現地法人になる。日本の親会社が直接シンガポールで裁判の当事者とされることは基本的にはない 日本の親会社がシンガポール税務当局の税務調査の対象となることは基本的にはなく、シンガポールにおける税務申告の観点からは現地法人が当該法人の課税所得のみを申告納税するだけで済む 	<ul style="list-style-type: none"> 現地法人を設立する際に一定の手続きが必要となる 税務上、現地法人において生じた欠損金を日本の親会社の課税所得と相殺不可（ただし、シンガポールに現地法人がすでに存在し、新たに設立される会社が孫会社となる場合には、Group Relief制度を適用することにより、シンガポール内において既存子会社の課税所得と孫会社の欠損金との相殺は可能）
支店	<ul style="list-style-type: none"> 開業当初に損失が出た場合、日本本社の課税所得と相殺し、節税効果が期待できる 支店利益の日本の親会社への送金は源泉税の対象とならない 本社経費を合理的な範囲で支店に配賦し、シンガポールの課税所得から控除できる 	<ul style="list-style-type: none"> 日本本社が支店の債務について直接責任を負うこととなるため、シンガポールの裁判管轄に服することになる。その結果、提訴された場合には本社が被告となる 毎期、ACRA（企業会計規制庁）に支店の財務諸表を登記する際に、本社の決算書のACRAへの提出も必要。また支店の税務調査が本社まで及ぶ可能性があり、本社の証憑書類等の提出を求められることがある 税務上の居住法人とならないので、新会社に対する免税措置などの恩恵を受けられない
駐在員事務所	<ul style="list-style-type: none"> 駐在員事務所設立にあたっては、エンタープライズ・シンガポール（ESG；シンガポール企業庁）から許可を得て登録することが必要。原則として毎年その登録を更新しなければならない 駐在員事務所はあくまで、法人・支店を設立するまでの一時的組織としての位置付けのため、通常、駐在員事務所の更新は3年までとされている その活動が準備的または補助的活動に限られていることを条件として、法人税の納税対象とはならない 	<ul style="list-style-type: none"> シンガポールでの活動が、情報収集や提供、市場調査などに限られる 実際にシンガポール国内の活動が準備的または補助的活動の範囲にとどまっているかどうか等の判断は、事業目的、事業規模その他の事情を総合的に勘案して判定される。駐在員事務所の活動によっては、その登録が抹消されたり、登録更新を拒否されて会社または支店に昇格させるように指導を受けることがある
出張ベース	<ul style="list-style-type: none"> 法人や事務所の設立がないため、コストと事務手続きを抑えて進出できる 	<ul style="list-style-type: none"> シンガポール進出の規模は相当程度限定される 出張者のシンガポールでの活動によっては、日本本社がシンガポールにおいてPEを有していると認定される可能性がある



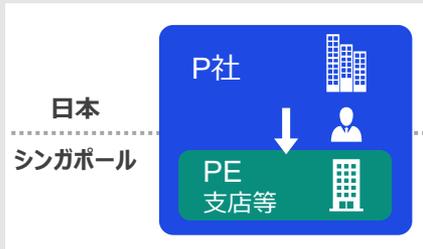
PE課税 - PEの種類

PEの種類

シンガポールのPE類型は、日本と締結した租税条約においては次のとおり規定されている。

1 支店PE

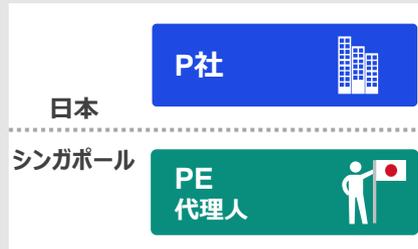
- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



(日星租税条約第5条第2項)

2 代理人PE

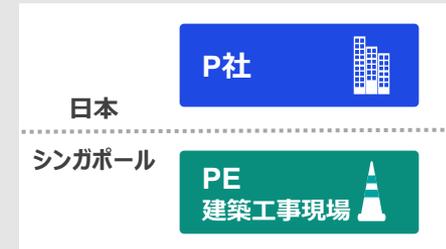
外国企業が一定の要件に合致する従属代理人を要している場合のその代理人
(常習代理人)



(日星租税条約第5条第5項)

3 建設PE

6カ月を超える期間存続する建築工事現場もしくは建設もしくは据付工事またはこれらに関連する監督活動



(日星租税条約第5条第3項)

MLI条約の署名：わが国について2019年1月1日、シンガポールについて2019年4月1日に発効。

PEに関連するMLI条約の規定の適用：なし（該当規定を選択していない）



税務調査および異議申立て・税務訴訟

紛争解決手続きおよびプロセス

異議申立てから
終結までの
平均的な期間

3~6年*

* 事例の複雑さによって
異なる場合あり



税務調査の執行上の特徴

- ① 調査対象会社を選定する方法
IRASは企業の法人税およびGSTの申告書を確認する際にリスクベースのアプローチを採用している。
企業は、業界、ビジネスの複雑さ、税務などに基づいてプロファイリングされ、データ分析ツールに基づいてIRASによる税務調査の対象として選ばれる。
- ② 通常のお知らせ期間からプロセスの最終段階までのフロー
税務調査のお知らせが行われた後、調査官が来場する。質疑応答、会計帳簿等の会計記録を調査し、修正事項があれば、その内容が通知され、税額更正の決定通知が発行される。
- ③ 一般的な対象税目と調査期間
法人所得税、GST、源泉税
遡及期間である対象期間は4年間

紛争解決手続き

- ① 原告組織、異議申立て、
管轄裁判所、行政不服審査や
行政調査の要否
左記参照
- ② 各原告組織の調査特性と請求期限
左記参照
- ③ 控訴先、最初の控訴期限
左記参照
- ④ 高等裁判所-上訴期限
左記参照
- ⑤ 最高裁判所-上訴期限
左記参照

当局の執行体制

税務当局：Inland Revenue Authority of Singapore (IRAS)

シンガポール全土の税務調査官の人数：合計約2,300人（2021年12月時点：公開情報ではない）

ホットトピック (税務調査の論点も含む) (1/2)



01

シンガポール持株会社の シンガポール居住性

論点：外国法人に保有される投資持株会社の場合には、事業の管理支配の場所がシンガポールにあり、かつ、会社がシンガポールに事務所を設置することに妥当な理由があることの2つの要件を充足できた場合に限り、シンガポール居住法人として取り扱うこととされている。

対応策：事業の管理支配の場所がシンガポールであることを確実にするために、過半数の役員が物理的にシンガポールにて取締役会に出席し、戦略的な意思決定を行うために、少なくとも年2回以上取締役会をシンガポールにおいて実施するなどの対応が推奨される。

02

シンガポールで課税／受領した国外源泉 所得に対する外国税額控除／所得税免 除適格性

論点：シンガポールは準属地主義なので、シンガポールで発生した所得か、国外で発生した所得でシンガポールで受け取ったものが課税対象（特別に免税とされるものを除く）。

対応策：下記項目等の詳細を記載した書類を作成する。

- (1) 受け取った収益の性質と金額
- (2) 収益を受ける管轄区域
- (3) 外国の管轄区域で課された税額
- (4) シンガポールで収入を受け取る日付
- (5) 上記に関連する資料

03

BEPS 2.0 Pillar 2 : 今後の税制優遇措置の不確実性

論点：シンガポールでは、外国人投資家の誘致や特定の産業の振興のために、様々な優遇措置がとられており、シンガポールにおける実効税率が大幅に引き下げられることとなる。

シンガポールでの実効税率が、シンガポールでの優遇措置の適用によってPillar2の最低法人税率を下回る場合、外国人投資家所在国の税務当局が所得に対して追加課税を行う可能性がある。

対応策：一部優遇措置が廃止される可能性や外国人投資家に係る不利益を含め、今後の動向に注目する必要がある。



ホットトピック (税務調査の論点も含む) (2/2)

04

優遇税率および一般税率における課税所得の収益と支出の分類

論点：一般税率の対象となる所得と優遇税率の対象となる所得を有する場合には、それぞれの所得に係る収益と支出の適切な区分・把握が必要となる。

対応策：税務報告の目的で収益と支出の所得別分類の正確性を確保するための管理資料を作成する。

05

IRASが税務ガバナンスと管理に関するフレームワークを公表

論点：IRASは、企業の優れた税務ガバナンスの導入促進を目的に、税務ガバナンス・フレームワーク (Tax Governance Framework: TGF) および税務リスク管理・統制フレームワーク (Tax Risk Management & Control Framework for Corporate Income Tax: CTRM) を公表した。

TGFステータスの承認を受けた企業は、TGF承認日から2年以内に発生した法人所得税・源泉税の誤謬を自主的に開示した場合、1回に限り2年間の刑罰軽減期間延長の特典を受けられる。また、GST登録事業者である場合で、TGF承認日から2年以内に発生したGSTの誤謬を自主的に開示したときは、1回に限り2年または3年間の刑罰軽減期間延長の特典を受けられる (GSTの誤謬開示は罰則軽減の条件を満たしている必要があり、不正を伴うものやIRASによる税務調査によって発見されたエラーは含まれない)。

同様に、CTRMステータスの承認を受けた企業は、過年度の法人所得税、源泉税の誤謬を自主的に開示した場合、1回に限り罰則が免除される。ただし一定の要件充足が求められ、意図的な脱税や租税回避を含むコンプライアンス違反は除外される。

対応策：以下を充足することでTGFステータスを申請できる。

- ✓ 税務ガバナンス方針を当該企業のウェブサイトまたは一般に開示されている年次報告書に掲載すること (税務リスク管理の詳細を含めること)
- ✓ TGFの宣言書にCEOまたはCFOが署名し、企業がガイドラインと主要な実践概要を順守していることを確認すること

CTRMステータスは、各種要件充足を企業が確認後、IRASに申請できる。

シンガポールの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピック

【目次】

シンガポールにおける移転価格税制の概要

移転価格税制の概要	19
LF/MFの概要	20
国別報告書の概要	21
シンガポールにおける特有の事項およびホットトピック	
移転価格調査の概要	22
最近の移転価格調査におけるトピック	23

移転価格税制の概要



1. 移転価格税制導入時期	2006年		
2. 関連者の定義	直接的または間接的な支配関係の有無（Singapore Income Tax Act のSection 13（16））		
3. 移転価格調査の時効	4年（Singapore Income Tax Act のSection 74）		
4. 独立企業間価格の算定方法	CUP/CP/RP/PS/TNMM/ そのほかの方法が認められ、最も適切な移転価格算定方法を選択することが求められる（2018 Singapore Transfer Pricing Guidelinesの5.56等） ただし、実務上棚卸資産取引、無形資産取引、役務提供取引についてはTNMMまたはCUP法を、金融取引についてはCUP法の使用が好まれている		
5. APA/ MAPの適用可能性	<table border="1"><tr><td>日本との租税条約の有無 有り</td><td>実務上の適用可能性 有り 日本 - シンガポール間の相互協議は通常年2回程度実施される</td></tr></table>	日本との租税条約の有無 有り	実務上の適用可能性 有り 日本 - シンガポール間の相互協議は通常年2回程度実施される
日本との租税条約の有無 有り	実務上の適用可能性 有り 日本 - シンガポール間の相互協議は通常年2回程度実施される		

LF/MFの概要



ローカルファイル（LF）の概要	
1. 作成義務対象者	<p>下記のいずれかの要件に該当する納税者は、移転価格文書の作成が求められる。（所得税法第34条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 課税対象年度における納税者の総収入（事業および取引からの収入）が1,000万シンガポールドル（SGD）を超えており、移転価格文書の免除規定に該当しない場合 前課税対象年度に移転価格文書の作成義務があり、当課税対象年度において移転価格文書の免除規定に該当しない場合
2. 作成期限	法人税申告期限（事業年度終了の翌年11月末日）
3. 提出期限	IRASより提出の要請があった場合30日以内に提出（The Singapore Income Tax ActのSection 34（7））
4. 作成言語	英語（the 2018 Singapore Transfer Pricing Guidelines のParagraph 6.40（c））
5. 罰則	10,000SGD以下の罰金（The Singapore Income Tax ActのSection 34F）
マスターファイル（MF）の概要	
1. 作成義務対象者	規定なし（ただしLFにおいてグループレベル情報としてMFに類似する項目の記載が求められる）
2. 作成／提出期限	規定なし（ただし、LFと同じタイムラインで準備することが求められる）

国別報告書の概要

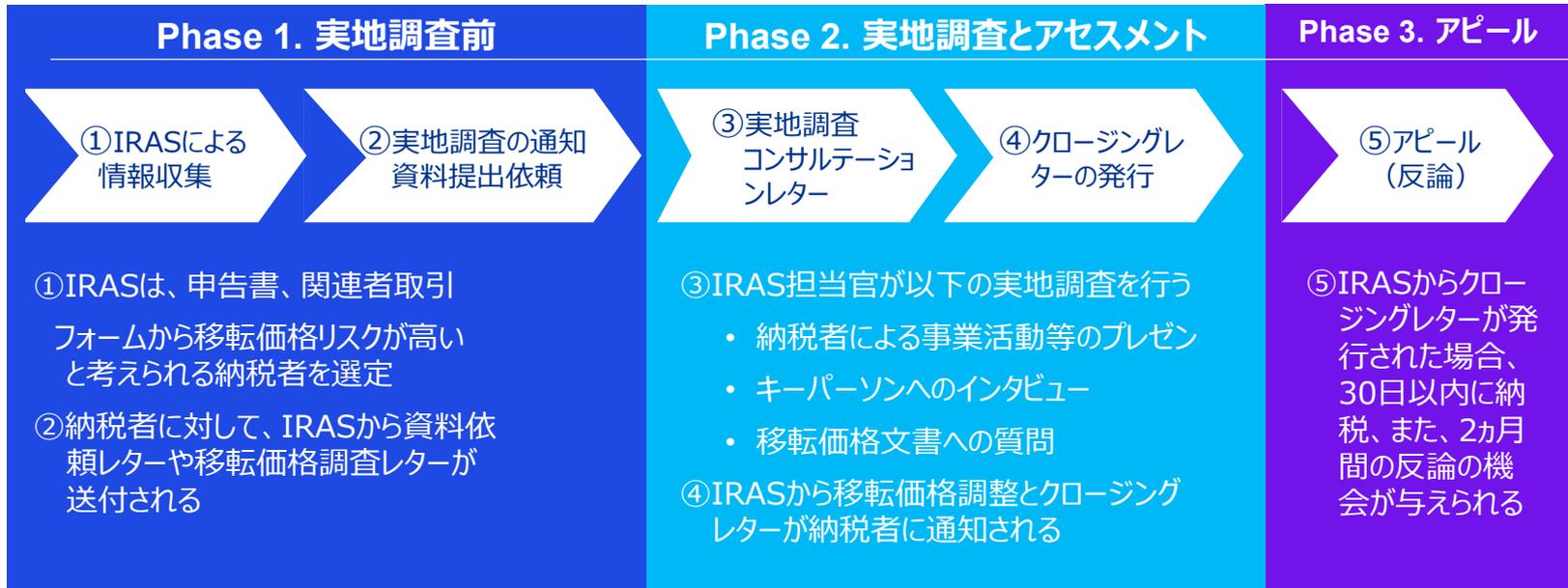


国別報告書の概要（CBCR）（セカンダリーファイリング※の場合のみ）	
1. 作成義務対象者	規定なし（作成義務は直前会計年度連結総収入1,125百万SGD以上の親会社がシンガポールに所在する多国籍企業グループにある）
2. 提出期限／作成期限	規定なし
3. 罰則	規定なし
4. 国別報告書に係る通知書（Notification）の要否	規定なし

※ セカンダリーファイリングとは最終親会社の所在する国において国別報告書に関する法整備がされていない等の理由により、最終親会社以外の構成会社が当該構成会社の所轄税務当局に提出することである。

シンガポールにおける特有の事項およびホットトピック

移転価格調査の概要



シンガポールにおける移転価格調査は、上記のような個別に納税者にレター（移転価格コンサルテーションレター）で通知される場合のほか、法人税申告の賦課決定通知の過程で行われる一般的な質問（CITQ: Corporate Income Tax Queries）から移転価格調査に発展するケースもある。

最近の移転価格調査におけるトピック (1/2)



直近における移転価格税制関連の動向

2018年賦課年度より法人税申告書提出時に国外関連取引に関する特定の事項の提出が義務化されている。IRASは当該情報に基づき簡易的に移転価格リスクチェックができるようになっており、今後当該情報を基にした納税者に対する質問が想定される。

2020年1月から8月までの、法人税に関する質問状（CITQ）の約60%に移転価格関連の質問が含まれていた。IRASが焦点を当てている主な取引は以下のとおりである。

- マネージメントサービス／本社へのリチャージ
- 売上／商品の購入／サービス
- 借入金／前払金
- ロイヤリティ／コストシェアリング等

直近において移転価格調査・課税が重点的に行われている会社／取引

- ① 多額の関連者取引がある会社
- ② 継続的に損失を計上している会社、または、営業損益の変動が大きい会社
- ③ シンガポールより税率の低い国に所在する関連当事者と取引する会社
- ④ 会社の事業環境と整合しない営業損益を計上している会社
- ⑤ 無形資産を利用している会社、無形資産の開発・創出するような取引が関連当事者と行われる会社
- ⑥ リストラ、M&A、機能のアウトソース等、通例ではない取引

対応方法についての助言

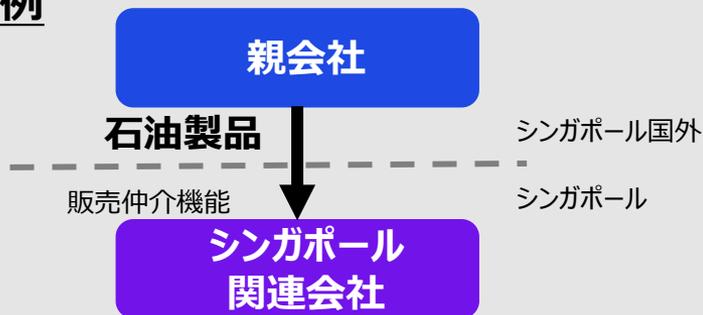
- 適切な移転価格文書および当局への説明資料を具備するなどの対応が必要
- 特に収益率が低いまたは赤字の場合には要因分析を行った適切な移転価格文書およびサポート資料の準備が必要

最近の移転価格調査におけるトピック (2/2)



シンガポールにおける移転価格課税事例：ベリーレシオの適用要件に関する議論

事例



状況

- シンガポール法人は優遇税制の適用を受けていた
- TP文書においては、デフェンス観点でベリーレシオを採用していた

当局の主張

- ベリーレシオの否定
 - シンガポール当局は機能リスクの観点からベリーレシオの採用妥当性(※)に疑義を示し、OM検証を主張した。
- 上記により過去3年間について約15億円の更正が提案された。

結果

OM検証を受け入れたものの、運転資本調整の導入により更正額は大きく減額することが出来た。

(※) ベリーレシオとは、売上総利益を販売費及び一般管理費で除することにより算定する利益水準指標であり、例えば在庫リスクを有しない仲介業を営む企業(商社等)への適用に有用といわれている。

シンガポール当局は以下のベリーレシオの適用要件を公開している。

- 製品に対し付加価値のある機能を有さない場合
- 営業費用と利益額の間直接的な関係がある場合
- 当該取引において、無形資産を使用しない場合
- 当該取引において発生する費用が収益性の主要な要因でない場合

- 優遇税制を受けている企業は税務調査を受ける可能性が高いため、優遇を受けている場合は調査を見越した文書化等の準備をすることが望ましい
- シンガポールにおいてベリーレシオによる検証は適用要件が厳格であるため、採用には注意が必要である
- TP調査による所得調整が行われた場合、調整額の5%が罰金として科されるため、ベリーレシオの適用が検討される販売仲介機能を持つ企業は、検証において使用する利益水準指標の選定に十分な議論が求められる

Thank you



本テキストを利用する場合には、経済産業省HPに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。

<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2022年12月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任及び義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.